

【建設交通部】

| 件 名 | 開発許可申請に係る対応について |
|----------------------|--|
| 申立概要 【受理 24.8.29】 | 山林を造成して住宅地を開発する計画があり、近隣住民に大変勾配のきつい道路計画が提示された。12%勾配の道路が6カ所あり、危険極まりない生活道路となると思われるが、現在の府の開発許可基準では許可されることになる。安易に許可されることのないよう改善を要望する。 |
| 確認事項 【通知 24.9.13】 | 数値データ等を含む提言・要望をいただきましたが、道路の勾配等を含め、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第24条第3号の規定及び府の開発許可に関する技術的基準に照らし、適合状況等を個々に審査された上で許可されています。 |